

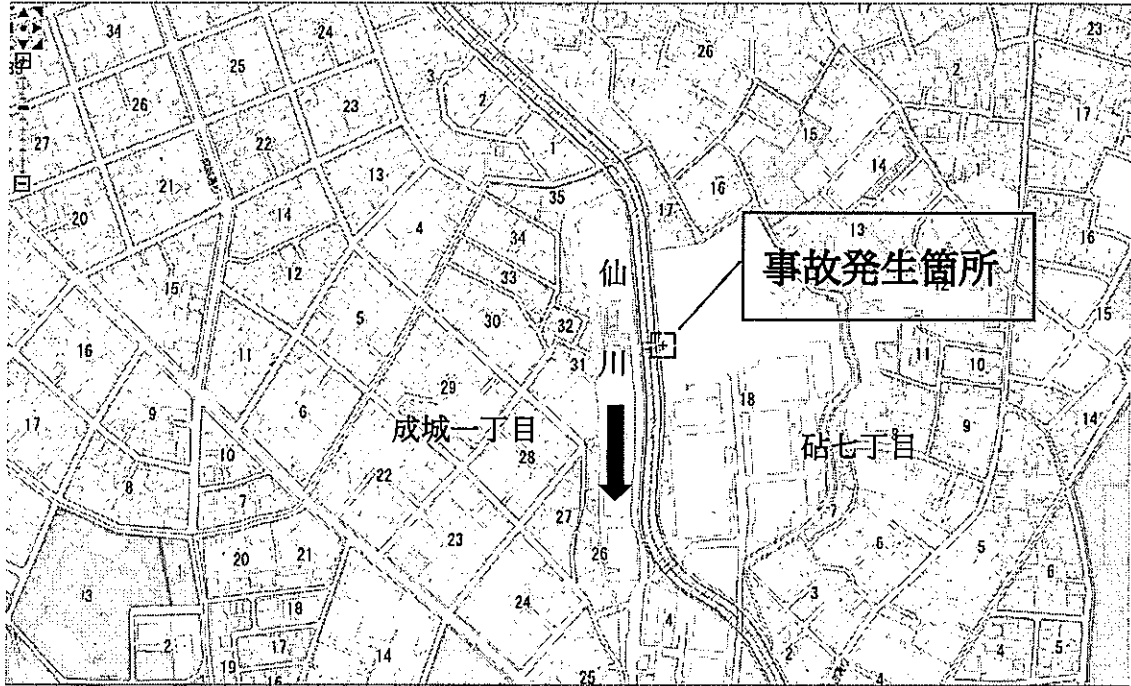
令和4年2月1日  
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告  
(自転車運転者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

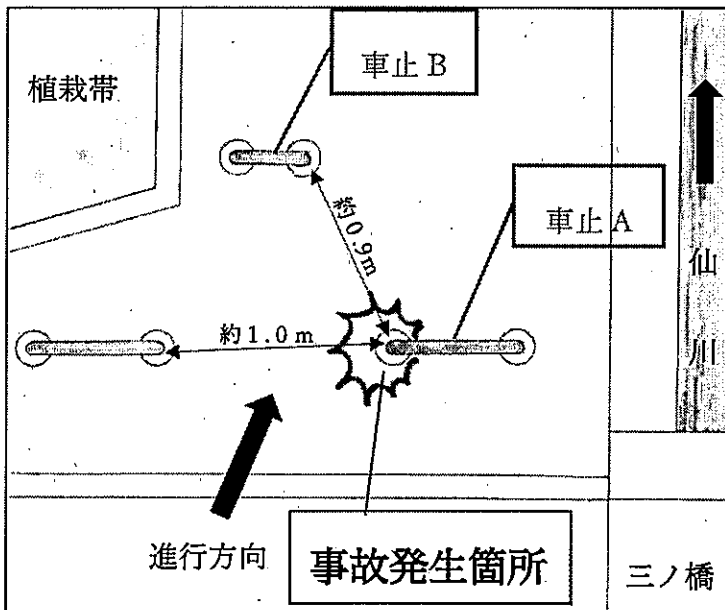
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年8月1日(日) 午前11時30分頃  
(天気: 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区砧七丁目18番先 区が管理する河川の管理用通路  
(2ページ参照)
- (3) 相手方 乙 ( )
- (4) 事故内容 砧七丁目18番4号先の世田谷区(以下「甲」という。)が管理する河川の管理用通路を乙が自転車で走行中、車両侵入防止用の車止めの留め金が路面から浮き上がっていたため、右足が接触し負傷した。
- (5) 損傷の程度 右足背挫傷
- (6) 過失割合 甲 6割 ・ 乙 4割
- 2 乙への損害賠償額 34,872円  
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)
- 3 専決処分日 令和4年1月7日

# 案内図 (砧7-18 先仙川左岸管理通路内)



## 詳細平面図



## 車止 A 立面図

